



連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第238回

オリンピックと税金

●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】ただいま子供の夏休み真っ盛り！でも気づけば夏休みも残り3週間。かたや宿題の進捗は3割程度。月末の状況を考えてと…今から身震いしてしまう今日この頃です。

E子 8月は猛暑のうえに寝不足で、ちよつと疲れました。

部長 寝不足？ オリンピックかな？

E子 はい。始まる前はほぼ興味ゼロだったのですが、いざ始まってみると、何だかんだで、夢中になっていました。

部長 その気持ちは分かるな。

E子 知らない競技も見てみると何だか面白かったりして、よかったです。

部長 私からするとスケートボードとかさっぱり分からないが、一所懸命に頑張るところを見ると、若い子たちの文化に少しだけでも触れられた気がして、よかったと感じたな。

E子 でも、ちよつと心配していることもあります。

部長 それは何だろう？

E子 選手はメダルをもらうと、報奨金ももらえるらしいですが、きつと申告とか大変でしょうね…。

部長 なんだ！ 人の税金のことが気になるのかい？

E子 まあ、せっかく頑張ってももらったものですから、お手柔らかに、と言いますか…。

部長 では、今日はオリンピックの税務について簡単に教えてあげよう。

E子 メダリストになったみたいでドキドキです！

部長 まずはE子くんが心配している報奨金だ。報奨金と言っても、どこからもらうかによって変わってくるんだ。

E子 オリンピック協会から金メダルはいくら、銀メダルはいくら、と決められた報奨金がある、と聞いたことがあります。

部長 オリンピック協会は正式には公益社団法人日本オリンピック協会、と言うが、ここから支払われるオリンピックの報奨金と、オリンピック協会に所属する各競技団体からの報奨金は、所得税は非課税とされている。

E子 あら、よかったです！ 選手はお金のために頑張ったわけではないと

思いですが、だからこそ「頑張ったね」の気持ちに税金をかけるのはちょっとおかしいと思っていたのです。

部長 そうだね。でも、昔は普通に所得税の課税対象となっており、非課税となったのはほんの30年前からだ。

E子 そうなのですね！ 報奨金というと、他にも選手が所属している会社が出した、というニュースを見ますが。

部長 選手が所属する企業からの報奨金は、いわゆる給与所得として所得税が課されるぞ。

E子 まあ、企業としては純粹に選手を応援したいという動機もあるかもしれないませんが、たくさん報奨金を出した！とニュースになれば企業のイメージアップにもなりますものね。

部長 選手と企業という関係とともに、従業員と雇用主、という関係もあるから、まあやむを得ないかな。

E子 ちなみにオリンピック協会って協会への寄付を募ったりしていますね。

部長 オリンピック協会は公益法人なので、法人税では「特定公益増進法人」として、他の寄付金より税務上優遇されているし、個人の所得税上也寄付金控除（所得控除または税額控除）を受けることが可能だ。

E子 そう聞くと、オリンピック協会ってなかなか優遇されているんですね。

部長 せっかくの寄付が税金で目減りしてしまつては、選手のためにならない、という考えがあるのだと思うぞ。

E子 オリンピック協会にはたくさん寄付が集まつたりすると思いますが、協会自身にはどのような税がかかつてくるのでしょうか？

部長 これは私が見たわけではないが、消費税や源泉所得税は対象になつてくると思う。また、法人税もかかつてくるものがあるはずだ。

E子 案外税金と関係があるんですね。

部長 給料など人件費を払えば源泉所得税はかかるし、消費税がかかる要件

を満たす取引があれば消費税もかかる。法人税は、事業内容を「公益事業」と「収益事業」に分けて、収益事業にかかるものについては法人税の課税対象とされる。

E子 オリンピック協会と言えども、事業本来の目的と異なる利益には税金がかかるのは、ある意味健全ですね。

部長 令和5年度の収支予算を見ると、収益事業会計の収益は約50億円、決算概要を見ると約20億円弱の法人税等が計上されている。

E子 それはちょっとおつたまげました！ そんなにあるのですか。

部長 ただ、全体収益150億円弱のうち、受取寄付金は14億円弱だ。

E子 あらら、寄付金はそんなに集まつていないのですね。

部長 そうだね。決算概要はホームページで公開されている。これから選手をどう応援するかを考えるきっかけにするといいぞ。